

□真栄南地区に関連する都市計画の変更について



1 都市計画変更の内容

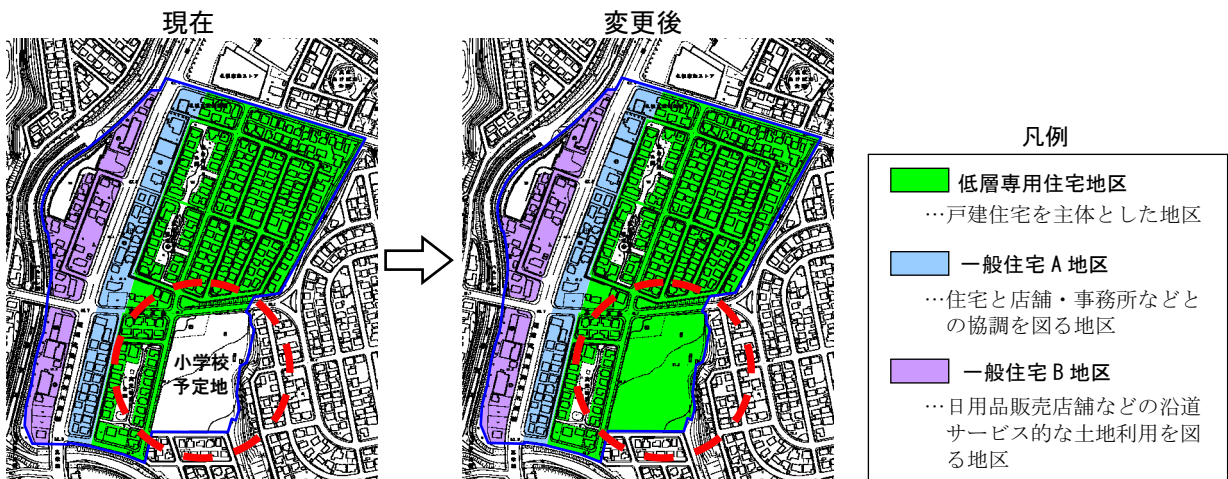
(1) 学校の変更【議案第2号】

- ・名称 : 真栄南地区小学校
- ・変更内容 : 小学校 (都市施設) を廃止する。

(2) 地区計画の変更【議案第3号】

- ・名称 : 真栄第二地区地区計画
- ・変更内容 : 小学校予定地に周辺と同様の地区整備計画 (「低層専用住宅地区」) を定める。

[地区計画の新旧対照図]



2 経緯

①小学校予定地の経緯

- ・真栄地区の宅地開発による児童数の増加に備えて、平成2年3月3日に小学校の都市計画決定を行い、平成3年12月に小学校予定地として取得した。
- ・当該地周辺では、平成5年に美しが丘小学校、平成9年に美しが丘緑小学校を新設したが、その後は児童数が概ね減少傾向にあり、当該地に小学校が建設されないまま現在に至る。

②「真栄第二地区地区計画」経緯

- ・民間の宅地開発事業に伴い、平成2年3月29日に地区計画を決定した。地区計画では、地区の特性に応じた計画的な土地利用を図るため、建築物等に対する具体の制限である地区整備計画を定めているが、小学校予定地については学校の建設が予定されていたため、地区整備計画を定めていなかった。

3 理由

①小学校廃止の理由

- ・当該小学校予定地については、昨今の急激な少子化の影響等により児童数の増加が見られなくなってきており、将来的にも学校を新設する状況にはなく、学校用地としては不要と判断した。（なお、小学校建設の断念及び当該地の処分について、平成17年に地元説明会、平成18年に町内回覧を行っている。）
- ・当該小学校予定地の一部はがけ地となっており、その取扱いについて検討した結果、この度、がけ地部分は札幌市が管理し、がけ地以外の部分を売却することが決定したことから、小学校を廃止する都市計画の変更を行う。

②「真栄第二地区地区計画」変更の理由

- ・小学校の廃止に伴い、当該地が将来にわたって周辺と一体となる良好な住宅市街地を形成するよう、周辺戸建住宅地と同様の地区整備計画（「低層専用住宅地区」）を定める。